

## 統計調査員が調査票の配布・収集等のため共同住宅の建物内への立ち入りを予定している統計調査

## 基幹統計調査（2018年度に実施する統計調査については、調査周期ごとに、調査規模が大きいものから順に掲載）

※「基幹統計調査」とは、公的統計の中核となる「基幹統計」を作成するために行われる重要な統計調査の総称です。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	目的	調査周期	直近実施年 (次回予定)	調査実施期間又は調査票の配布収集時期	調査の流れ	調査地域	調査規模	
2018年度に実施する統計調査	1	総務省	住宅・土地統計調査	本調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とする。	5年	2013 (2018)	10月	総務省－都道府県－市町村－調査員－報告者	全国	370万世帯
	2	厚生労働省	国民生活基礎調査	本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。	簡易調査： 毎年（大規模調査年を除く） 大規模調査：3年	— ※大規模調査：2016 (2019)	6、7月	世帯票・健康票・介護票：厚生労働省－都道府県－（保健所設置市、特別区）－保健所－調査員－報告者 所得票・貯蓄票：厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所を設置する町村）－福祉事務所－調査員－報告者	全国	簡易調査：5.5万世帯、13.8万人（うち、所得票：1.3万世帯、3.1万人） 大規模調査：27.7万世帯、71.6万人（うち、介護票：0.6万人、うち、所得票・貯蓄票：5万世帯、13万人）
	3	総務省	労働力調査	本調査は、労働力統計（国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	—	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	4万世帯、11万人
	4	総務省	小売物価統計調査（家賃調査）	本調査は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	毎月	—	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	2.8万世帯
	5	総務省	家計調査	国民生活における家計収支の実態を毎月把握して、諸種の経済及び社会問題等に関する施策立案の基礎資料を得る。	毎月	—	毎月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	二人以上の世帯：0.8万世帯 単身世帯：0.08万世帯

	整理番号	実施機関	統計調査の名称	目的	調査周期	直近実施年 (次回予定)	調査実施期間又は調査票の配布収集時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
2019年度以降に実施する予定の統計調査	6	総務省	全国消費実態調査	本調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的とする。	5年	2014 (2019)	8月～12月	総務省－都道府県－市町村－調査員－報告者	全国	5.6万世帯
	7	総務省	国勢調査	本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。	5年	2015 (2020)	10月	総務省－都道府県－市町村－調査員－報告者	全国	12,700万人、 5,300万世帯
	8	総務省	社会生活基本調査	本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、社会生活基本統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。	5年	2016 (2021)	10月	総務省－都道府県－調査員－報告者	全国	8.8万世帯、 20万人
	9	総務省	就業構造基本調査	本調査は、就業構造基本統計（国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。	5年	2017 (2022)	10月	総務省－都道府県－市町村－調査員－報告者	全国	51万世帯、 108万人
（参考） する場合あり ます。 共同住宅内 にある事業 所を調査 する。	10	総務省	経済センサス-基礎調査	本調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。（調査事項を名称、所在地などの基本的事項に限定）	5年	2014 (2019)	次回は、2019年から 2020年にかけて全国の 事業所を順次調査予定	総務省－都道府県－市町村－調査員－報告者	全国	600万事業所  ※ 共同住宅内にある事業 所も調査の対象となります。
	11	総務省及び 経済産業省	経済センサス-活動調査	本調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	5年	2016 (2021)	6月	1. 総務省及び経済産業省－都 道府県－市町村－調査員－報告 者 2. 総務省及び経済産業省－ 報告者 総務省及び経済産業省－都道 府県－報告者 3. 総務省及び経済産業省－ 市－報告者	全国	600万事業所  ※ 共同住宅内にある事業 所も調査の対象となります。

一般統計調査（2018年度に実施する統計調査については、調査周期ごとに、調査規模が大きいものから順に掲載）

「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査の総称です。基幹統計調査と同様、その実施に当たって総務大臣の承認が必要とされるなど、公的統計の作成において、重要な位置を占めるものです。

整理番号	実施機関	統計調査の名称	目的	調査周期	直近実施年 (次回予定)	調査実施期間又は調査票の配布収集時期	調査の流れ	調査地域	調査規模	
2018年度に実施する統計調査	12	国土交通省	住生活総合調査	住生活基本法の制定を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な背景を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査のデータの有効活用を図り、今後の背景の推進に必要な基礎資料の効果的な取得に資する。	5年	2013 (2018)	11月～12月	国土交通省 - 民間事業者 (調査員) - 報告者	全国	120,000世帯
	13	厚生労働省	国民健康・栄養調査	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	-	9月上旬～ 12月下旬	厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 保健所 - 調査員 - 報告者	全国	5,700世帯 15,000人
	14	厚生労働省	社会保障・人口問題基本調査	本調査は、我が国の社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供することを目的としている。調査は、「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つの調査で構成され、5年のローテーションで実施されている。	1年（構成する個々の調査は5年）	-	6月中旬～7月上旬	厚生労働省 - 道府県・保健所を設置する市 - 保健所 - 調査員 - 報告者 厚生労働省 - 東京都 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 調査員 - 報告者	全国	15,000世帯
	15	内閣府	青少年のインターネット利用環境実態調査	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく関係施策の実施状況を検証するとともに、技術革新等の影響による著しい変化に対応する必要がある青少年のインターネット利用環境整備のため、関係施策をより効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	1年	-	11月	内閣府 - 民間事業者（調査員） - 報告者	全国	13,000人
	16	国土交通省	住宅市場動向調査（注文住宅を除く）	住み替え・建て替え前後の住宅やその住宅に居住する世帯の状況及び住宅取得に係る資金調達の状況等について把握し、今後の住宅政策の企画立案の基礎資料とすることを目的とする調査。	1年	-	9月～12月	国土交通省 - 民間事業者 (調査員) - 報告者	3大都市圏	2,400世帯
	17	総務省	家計消費状況調査	個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。	月	-	毎月	総務省 - 民間事業者（調査員） - 報告者	全国	30,000世帯

整理番号	実施機関	統計調査の名称	目的	調査周期	直近実施年 (次回予定)	調査実施期間又は調査票の配布収集時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
18	環境省	家庭部門のCO2排出実態統計調査	家庭部門の詳細なCO2排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。	月	-	毎月(12ヶ月間)	環境省 - 民間事業者(調査員) - 報告者	全国	13,000世帯
19	内閣府	消費動向調査	消費者の意識、物価の見通し、主要耐久消費財等の保有・買替え状況を把握し、景気動向判断の基礎資料とすることを目的とする。	月	-	毎月	内閣府 - 民間事業者(調査員) - 報告者	全国	8,400世帯
20	厚生労働省	社会保障生計調査	生活保護法に基づく被保護世帯の生活実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。	月	-	毎月	1. 福祉事務所を設置しない町村：厚生労働省 - 都道府県 - 都道府県が設置する福祉事務所 - 調査員 - 報告者 2. 市(指定都市及び中核市を除く)、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省 - 都道府県 - 市区町村 - 市区町村が設置する福祉事務所 - 調査員 - 報告者 3. 指定都市及び中核市：厚生労働省 - 市 - 市が設置する福祉事務所 - 調査員 - 報告者	全国	1,110世帯
21	総務省	平成32年国勢調査第2次試験調査	平成32年国勢調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得るため	2018年度 1回限り	-	6月上旬～7月中旬	総務省 - 都道府県 - 市区町 - 調査員 - 報告者	総務省において選定した8市区	5,000世帯
22	法務省	犯罪被害実態(暗数)調査(安全・安心な社会づくりのための基礎調査)	刑事司法機関が認知する犯罪件数と実際に発生している犯罪件数の間には、種々の要因のため相違(暗数)があり、刑事司法機関の有する公式統計(認知件数)だけでは、我が国の犯罪発生状況を正確に把握できないことから、暗数を含めた我が国の犯罪被害実態等について調査し、刑事政策上の基礎資料を得ることを本調査の目的とする。	2018年度 1回限り	-	2019年1月上旬～3月中旬	法務省 - 民間事業者(調査員) - 報告者	全国	6,000人
23	内閣府	青少年期における生活に関する調査(仮称)	社会生活を円滑に営む上での困難に関する状況、子供・若者への支援方策等の調査	2018年度 1回限り	-	未定	内閣府 - 民間事業者(調査員) - 報告者	全国	4,000人
24	内閣府	高齢者の住宅と生活環境に関する調査	高齢社会対策の総合的な推進に資するため、高齢者の意識等に関する総合的な調査を行うもの。	2018年度 1回限り	-	10月～11月	内閣府 - 民間事業者(調査員) - 報告者	全国	3,000人

	整理番号	実施機関	統計調査の名称	目的	調査周期	直近実施年 (次回予定)	調査実施期間又は調査票の配布収集時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
2019年度以降に実施する予定の統計調査	25	総務省	全国単身世帯収支実態調査	全国単身世帯収支実態調査は、単身世帯を対象として、家計の収入及び支出並びに住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量及び貯蓄・負債現在高を調査し、家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に明らかにし、もって全国消費実態調査を補完することを目的とする。	5年	2014 (2019)	9月～12月	総務省 - 民間事業者(調査員) - モニター世帯	全国	4,000世帯
	26	厚生労働省	公的年金加入状況等調査	公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連を把握するとともに、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	3年	2016 (2019)	10月	厚生労働省 - 日本年金機構 - 調査員 - 報告者	全国	90,000世帯 200,000人
	27	厚生労働省	全国家庭児童調査	全国の子家庭にいる児童及びその世帯の状況を調査し、児童福祉行政推進のための基礎資料を得る。	5年	2014 (2019)	12月	厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 福祉事務所 - 調査員 - 世帯	全国	1,600世帯
	28	内閣府	男女間における暴力に関する調査	男女間における暴力の実態の把握、暴力に対する意識の経年変化や男女の比較を行うことを目的とする。	3年	2017 (2020)	10月～11月	内閣府 - 民間事業者(調査員) - 報告者	全国	5,000人
	29	厚生労働省	所得再分配調査	本調査は、社会保障制度及び租税制度による所得再分配の状況や、所得再分配による所得格差の変化の実態を明らかにし、社会保障制度が国民生活にどのように機能しているかを確認し、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	3年	2017 (2020)	7月～8月	厚生労働省 - 都道府県 - (市・特別区及び福祉事務所を設置する町村) - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者	全国	12,500世帯 32,750人
	30	厚生労働省	乳幼児身体発育調査	全国的に乳幼児の身体発育の状況やその関連項目を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とする。	10年	2010 (2020)	9月	厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 調査員 - 報告者	全国	13,860人
	31	厚生労働省	歯科疾患実態調査	本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、8020運動(歯科保健推進事業等)の種々の対策の効果についての検討や、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項及び健康日本21(第二次)において設定した目標の達成度等の判定を行い、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	5年	2016 (2021)	11月	厚生労働省 - 都道府県・保健所設置市・特別区 - 調査員 - 報告者	全国	19,000人

整理番号	実施機関	統計調査の名称	目的	調査周期	直近実施年 (次回予定)	調査実施期間又は調査票の配布収集時期	調査の流れ	調査地域	調査規模
32	厚生労働省	全国ひとり親世帯等調査	全国の父のいない児童（満20歳未満の子供で未婚の者をいう。以下同じ）が、その母によって養育されている世帯（以下「母子世帯」という。）、母のいない児童が、その父によって養育されている世帯（以下「父子世帯」という。）、父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯（以下「養育者世帯」という。）の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実に資するための基礎資料を得ることを目的とする。	5年	2016 (2021)	11月	厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者	全国	3,660世帯
33	厚生労働省	乳幼児栄養調査	本調査は、全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握することにより、母乳育児の推進や乳幼児の食生活の改善のための基礎資料を得ることを目的とする。	10年	2015 (2025)	9月	厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 保健所 - 調査員 - 報告者	全国	4,400世帯

(注) 本資料については、過去の実績に基づき作成した資料であるため、掲載内容については、今後、変更があります。